

遺言書が無効になる！？ 遺留分の話

平成 25 年 8 月 作成



前回・前々回のコラムのコーナーで、遺言書についてのお話をしました。**遺言書の効果は絶大**で、遺言書がある場合にはまず、その内容が優先されることになります。

しかし、有効な遺言書があれば必ずその通りに遺産の相続等が実施されるのかというと、そうとは限りません。遺言書の内容通りにならないケースはいくつかあり、その一つは遺言書の内容と異なる遺産分割協議を相続人（受遺者）全員の合意のもと行う場合です。

もう一つのケースとして、遺言書による受遺者が遺言の放棄をする場合があります。これらの場合には遺言書の内容と異なる相続財産の処分が行われることにはなりますが、その後の手続きは比較的スムーズに進むことが多いと思われま

しかし、**問題なのは**相続人の誰かが遺言書の内容に不服があり「**遺留分の減殺請求**」を申し立てるケースです。この「**遺留分**」とは、**相続人に認められる権利で、最低限の相続権を保証**しているものといえます。

つまり、被相続人に子供が二人いた場合、長男にすべての財産を相続させる旨の遺言書を作成しても、何ももらえなかった次男が、それを不服として遺留分の減殺請求をすれば、結果として、すべての財産を長男に相続させたいという被相続人の意思は実現できないこととなります。

遺留分は法定相続分の2分の1（相続人が直系尊属（父母や祖父母等）のみの場合は3分の1）となります。法定相続分は相続人が、誰で、何人いるかによって変わってきます。相続人には順位が決められており①子②直系尊属③兄弟姉妹の順です。なお、配偶者は常に相続人となります。

具体的な相続分は、相続人が①配偶者と子供の場合、それぞれ2分の1となり、②配偶者と直系尊属の場合は配偶者が3分の2、直系尊属が3分の1、③配偶者と兄弟姉妹の場合は配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1となります。

なお、同順位の相続人が複数いる場合には上記の相続分を同順位の相続人の人数で除した割合になります。相続人が配偶者と子供3人の場合には、配偶者の相続分は1/2、子一人あたりの相続分は $(1/2 \times 1/3) = 1/6$ というように計算します。

そして、遺留分は相続財産の2分の1なので、このケースの場合、配偶者の遺留分は $1/2 \times 1/2 = 1/4$ 、子一人あたりの遺留分は $1/2 \times 1/6 = 1/12$ となります。

遺留分の減殺請求がされると、この範囲で遺言書とは異なる相続がなされることとなります。**遺留分の減殺請求ということになると、遺留分の額を決定するために財産の評価も必要**ですし、どの財産を相続させるか等、様々な問題があり、**手続きやその内容の決定は簡単ではないため、処理が長期化する傾向にあります**。

従って、**遺言書を書く場合には、この遺留分に留意して記載することにより、遺言書を巡っての無用の争いを避ける一つ的手段**となりえるわけです。

また、被相続人に子供がなく、相続人が配偶者と兄弟姉妹だけのような場合、**兄弟姉妹には遺留分がありません**ので、遺言書の内容がそのまま有効となります。この場合、遺言書は遺留分に左右されないため、非常に有効な手段となります。

遺言書ってその通りにならないこともあるんだ・・・

